

---

◎意見書案第2号上程、説明、採決

○議長（土屋清武君） 日程第10、意見書案第2号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

意見書の朗読は省略して、提出者から趣旨説明を求めます。

（6番 福本栄一郎君 登壇 趣旨説明）

○議長（土屋清武君） 以上で趣旨説明を終わります。

本意見書案第2号については、賛同者が全員でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決を行います。

これより意見書案第2号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出についての件を挙手により採決します。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

---